

令和8年度

福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る

労働者派遣業務

一般競争入札
入札説明書

令和8年3月
福島県県南農林事務所

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件「福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務」に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県南農林事務所長

2 入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和8年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務

(2) 業務の仕様、派遣人数等

「福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務委託仕様書」のとおり。

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 公告の日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者においては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づいた労働者派遣事業の許可を受けている者であること。ただし、平成27年9月30日以前に一般労働者派遣事業の許可を受けている者を含む。

(5) 本公告に示した業務若しくはこれと類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、次に示す書類を5(1)に掲げる場所に郵送（メール便その他これに類する方法を含む。以下同じ。）又は持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を申請すること。

なお、資料作成等に必要費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しな

いものとする。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出、又は聴取等を求めることがある。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 会社概要（任意様式）

ウ 業務実績書（様式2）

(2) 前項の書類は、令和8年3月12日（木）（持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）までに提出すること。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、本件入札に参加する資格が与えられない場合がある。

(3) 一般競争入札参加資格審査の結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（様式3）により、令和8年3月13日（金）以降、入札者に対して通知する。

5 入札説明書等の交付

(1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

郵便番号 〒961-0971

住 所 福島県白河市昭和町269番地
福島県県南農林事務所 総務部総務課（福島県白河合同庁舎4階）

電話番号 0248-23-1574

ファクス 0248-23-1590

電子メール soumu.af03@pref.fukushima.lg.jp

(2) 入札説明書及び入札等関連資料の配付期間

公告の日から令和8年3月19日（木）まで

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

郵送による配付を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚程度が入る大きさで、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封して、5（1）に掲げる場所まで請求すること。

なお、上記資料については、福島県県南農林事務所総務部のホームページからダウンロードすることができる。

(URL : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36230a/2monitarinngukoukoku.html>)

6 入札書の提出方法等

(1) 入札者は、指定の入札書（様式4）に必要とする事項を記載し、以下の方法により提出しなければならない。

(2) 入札書には、次の事項が記載されなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格（契約金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。押印を省略する場合は余白に本件責任者及び本件事務担当者の氏名、所属部署名及び連絡先（電話番号）を記載すること。

ウ 委託業務名を記載すること。

エ 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額についてはこれを認めない。

(3) 入札書等の提出は、指定の場所及び所定の日までに、書留郵便により提出するものとする。

ア 提出期限 令和8年3月19日（木）午後5時必着

イ あて先 〒961-0971

福島県白河市昭和町269番地

福島県農林事務所 総務部総務課

(4) 入札書の提出は、外封筒と中封筒の二重封筒とする。

(5) 中封筒には入札書を入れ、封かんの上、封筒の表に会社名、委託業務名及び開札日を記載すること。

(6) 外封筒には入札書を同封した中封筒を入れ、会社名、担当者及び担当者連絡先（電話番号・ファクス番号）及び入札書等在中の旨を記載すること。

7 開札の日時及び場所

日 時 令和8年3月23日（月）午前10時

場 所 福島県白河市昭和町269番地

福島県白河合同庁舎 福島県南農林事務所

8 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額（単価契約にあつては、当該入札に係る予定数量を乗じて得た額）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手に当たっては、福島県指定金融機関又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券）を提出するものとする。入札者で入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書を5（2）に掲げる日時までに、5（1）に掲げる場所まで提出すること。

ただし、財務規則第249条第1項各号（別記1）のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。なお、入札保証金の免除を申請する者は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）等の提出期限日までに入札保証金納付免除申請書（様式7）により申請することとする。

入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

9 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記7で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札は、当該入札に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(3) 開札は、県南農林事務所執務室内で行い、開札結果は当日12時00分までに県南農林

事務所廊下に掲示する。また、落札者には電話等確実な方法で通知する。

- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、再度入札に付することができるものとし、再度入札については別途通知する。
- (5) 再度入札に付してもなお落札者が決定しない場合、随意契約に移行することがある。

10 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3に示す入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 記名又は押印を欠く入札（押印を省略する場合は、本件責任者及び本件事務担当者の氏名、所属部署名及び連絡先（電話番号）を欠く入札）
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 同一人物が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (7) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (8) その他福島県において特に指定した事項に違反した入札

12 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、「別記3」により、入札書に記載したくじ番号で落札者を定める。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいないときは、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることができる。

13 契約保証金

落札者は、契約金額（単価契約にあつては、契約代金に当該単価契約に係る予定数量を乗じた額）の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号（別記2）のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。なお、契約保証金の減免については落札者に別途通知する。

契約保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

14 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印

- 又は電子署名し、落札決定の日から10日以内に、これを発注者に提出すること。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印又は電子署名したときに確定する。
 - (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書(案)等を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

1.5 契約条項

契約書(案)による。

1.6 電子契約による契約締結の意向確認

本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。

落札者(随意契約の場合にあっては、契約の相手方)は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、発注機関の契約事務担当課宛に電子メールにより提出すること。(※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。)

なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

(電子契約について/<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>)

1.7 委託業務の仕様等に関する質問及び回答

仕様書に関して質問があるときは、次の要領で行うこと。

- (1) 一般競争入札仕様書等に関する質問書(様式5。以下「質問書」という。)により書面で行うこととし、電話その他口頭による質問は受け付けない。
- (2) 質問書の提出は、原則として上記5(1)に示す場所に電子メール又はファクスにより提出することとし、送付の後電話で確認を取ること。
- (3) 質問書に対しては、一般競争入札仕様書等に関する回答書(様式6)にて、福島県県南農林事務所総務部ホームページに掲載する方法により回答する。
- (4) 質問の受付は、令和8年3月6日(金)(土曜日、日曜日及び祝日を除く)午後5時までとする。

1.8 その他

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書を受領した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届(任意様式)を提出すること。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。
- (3) 入札から落札者の決定までに入札者が上記3に示す要件を満たさなくなったときは、当該入札者は落札者としなない。
- (4) 本入札説明書受領者は、本入札手続き以外の目的で次の行為を行ってはならない。
 - ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
 - イ 第三者への配布を目的とした本説明書の複写

ウ 第三者への本説明書複写物の配布

- (5) 本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和8年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

様式1

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

福島県南農林事務所長

住所
商号又は名称
代表者職・氏名
電話番号
FAX番号
(作成担当者 職・氏名)

令和8年3月2日付けで公告がありました「令和8年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務」に係る一般競争入札参加資格について確認を受けたので、入札参加に必要な資格要件等を満足することを示す書類を添付して、資格の確認を申請します。

なお、下記1に掲げる資格要件にすべて該当するものであること、また、下記2の添付書類の内容については、すべて事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 公告の日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続き開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づいた労働者派遣事業の許可を受けている者であること。ただし、平成27年9月30日以前に一般労働者派遣事業の許可を受けている者を含む。
- (5) 本公告に示した業務若しくはこれと類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

2 添付書類

- (1) 会社概要（任意様式）
- (2) 業務実績書（様式2）

注 後日資格確認通知書を送付しますので、返信用封筒をこの申請書と併せて提出してください。

様式2

業務実績書

労働者派遣事業の 許 可 番 号		
業 務 名		
発 注 機 関		
契 約 金 額		
契 約 期 間		
業 務 の 内 容 (概 要)		

(注) 入札保証金納付免除申請書に添付する場合は、過去2年間における契約案件2件について記載してください。

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

様式3 ※提出不要です

一般競争入札参加資格確認通知書

番 号
令和 年 月 日

_____様

福島県県南農林事務所長 印

先に申請のありました「令和8年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務」に係る入札参加資格については、下記のとおり確認しましたのでお知らせします。

記

1 入札参加資格の有無

公 告 日	令和 8年 3月 2日	
業 務 名	令和8年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務	
本公告に係る 入札参加資格 の有無	有	
	無	
	入札参加資格がないと認め た理由	

2 入札参加資格ありとされた方に対する条件

入札説明書及び仕様書に基づき入札してください。

3 入札参加資格がないと通知された方への説明

入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を
求めることができます。

様式4

入 札 書

金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(派遣労働者1人1時間当たりの契約希望単価(消費税抜き))

件名及び数量 令和8年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る
労働者派遣業務 一式

くじの数 (※任意の3桁の数字を記載すること)

--	--	--

上記のとおり入札いたします。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

印

※ 押印を省略する場合にのみ「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

	氏 名	所属部署名	連絡先 (電話番号)
本件責任者			
本件事務担当者			

福島県南農林事務所長

- 注) 1 金額の文字の頭に、¥を付すこと。
2 派遣労働者1人1時間当たりの契約希望単価(消費税抜き)を記入すること。
3 再度入札の場合には、入札書の前に「再」と記入すること。

一般競争入札仕様書等に関する質問書

令和 年 月 日

福島県県南農林事務所長

質問者 住所
商号又は名称
代表者職・氏名
担当者職・氏名
電話番号 ()
FAX ()

公 告 日	令和8年3月2日	
業 務 名	令和8年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング 事業に係る労働者派遣業務	
冊子名及び 該当ページ	質問項目	質問の趣旨・内容

- 注 1 質問書は電子メール又はファクスにより提出した後、必ず電話で着信の確認をすること。
- 2 記載欄が不足する場合は、この様式を複写して記載すること。
- 3 冊子名及び回答ページ欄には、「入札説明書」、「仕様書」等の区分とその該当ページを記載すること。
- 4 回答内容は、後日、福島県県南農林事務所総務部ホームページに掲載される。

様式6

一般競争入札仕様書等に関する回答書

令和 年 月 日

福島県県南農林事務所長

公 告 日	令和8年3月2日	
業 務 名	令和8年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング 事業に係る労働者派遣業務	
質 問 項 目	質 問 内 容	回 答

入札保証金納付免除申請書

令和 年 月 日

福島県県南農林事務所長

申請者 住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

「令和8年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務」の一般競争入札の入札保証金の納付を免除されたく下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）。
- 2 入札参加者が、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行（契約履行中のものは含まない。）したことを証する業務実績書（様式2）及び（注）に示した証明書類。

なお、福島県が発注した契約については、証明書に代えて契約書の写しを添付することができる。

（注） 提出書類により1又は2に○印を付してください。

注 納入実績を証明するものとして、次の書類を添付すること。

- （1） 福島県が発注した契約の場合：契約書の写し
- （2） 福島県以外が発注した契約の場合
 - ア 発注機関の証明を受けた実績証明願（様式8）
 - イ アを添付できない場合は、内容等を証明できる書類

実績証明願

令和 年 月 日

様

申請者 住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

一般競争入札の入札（契約）保証金免除申請のため、福島県に提出する必要がありますので、下記業務の実績を証明願います。

記

発注機関	
業 務 名	
契約期間	
契約金額	
委託内容	

上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

証明者

(別記1)

○福島県財務規則（昭和三十九年三月二十五日 福島県規則第十七号）抜粋

(入札保証金の減免)

第二百四十九条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- 二 一般競争入札に参加する資格を有し、過去二年間に官公署(予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- 三 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 四 その他別に定めるとき。

2 契約権者は、前項の規定により入札保証金の全部又は一部の納付の免除をする場合においては、入札に参加しようとする者ごとにこれを告げ、かつ、その旨を明らかにした書類を作成しておかなければならない。

(昭四一規則七八・昭四三規則四四・昭四四規則二二・平四規則二一・平一九規則三四・平二〇規則四四・平二〇規則八七・平二一規則二七・平二三規則二四・平二四規則二九・平二八規則三〇・令四規則二〇・一部改正)

(別記2)

○福島県財務規則（昭和三十九年三月二十五日 福島県規則第十七号）抜粋

(契約保証金の減免)

第二百二十九条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- 二 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- 三 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)第百条の三第二号の規定により財務大臣が指定する金融機関(次条第二項において「保険会社等」という。)と工事履行保証契約を締結したとき。
- 四 過去二年間に官公署(予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 五 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が百万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 六 一件五百万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- 七 一件五百万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 八 一件三百万円未満の工事(建設工事を除く。)の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 九 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に百分の十(建設工事又は製造以外にあつては百分の五)を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 十 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に百分の五を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 十一 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に百分の五を乗じて得た額が既に納付された契約保証

金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

十二 一件の契約金額が五百万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第一号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。

十三 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しが拒絶されるおそれがないと認められるとき。

十四 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。

十五 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。

十六 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

十七 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

十八 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

2 前項第五号の場合において、当該契約の相手方が当該契約に関して当該契約の相手方と同種の営業を営み、かつ、県内に主たる営業所を有する者で契約権者が確実であると認めるものを連帯保証人として立てるときは、同項第五号中「百万円未満」とあるのは、「三百万円未満」と読み替えるものとする。

(昭四一規則二〇・昭四一規則七八・昭四三規則四四・昭四四規則二二・昭四六規則九・昭四八規則二八・昭五一規則二一・昭和六〇規則一九・昭六二規則二四・平八規則二二・平一三規則五三・平二〇規則四四・平二〇規則八七・平二一規則二七・平二二規則二八・平二三規則二四・平二五規則二五・平二六規則二四・平二七規則四五・令四規則二〇・一部改正)

(別記3)

入札におけるくじ

一般競争入札の開札の結果、落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上ある場合は、「くじ」により落札者を決定する。

1 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値(000～999)を記入する。

なお、記入がない場合又は記入内容が不明な場合等は、書留の受領証に記載されている「お問合せ番号」の下3桁の数字を「くじの数」とする。

2 くじの手順

- (1) 前述のお問合せ番号の下4桁が小さい順にくじ番号(0、1、2・・・)を付与する。ただし、お問合せ番号の下4桁が同一の場合は、当該同一の者について下5桁(5桁でも同じ場合は下6桁)で比較し、くじ番号を付与する。
- (2) 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。
- (3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の入札参加者を落札者とする。

(例：入札参加者3名が同額入札の場合)

1 お問合せ番号順にくじ番号を付与する。

A社 お問合せ番号000-21-00200-3 = 下4桁2003 … くじ番号 1
B社 お問合せ番号100-03-00364-5 = 下4桁3645 … くじ番号 2
C社 お問合せ番号003-23-07002-5 = 下4桁0025 … くじ番号 0

2 くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

A社 (くじの数 123)
B社 (くじの数 072)
C社 (くじの数 452)
→ くじの数の合計 $123 + 072 + 452 = 647$
→ 余りの計算 $647 \div 3 = 215 \dots 余り2$

3 落札者の決定

落札者は、余りの2と一致するくじ番号であるB社となる。

契約の方法及び入札の条件

「令和8年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務」

1 契約の方法

「令和8年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務」に係る一般競争入札とする。

初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。その際、明らかに入札参加資格を有しない者があった場合、その者は再度入札に参加できないものとする。

2 入札の条件等

入札の際提示すべき条件は、次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額

落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格（契約金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 最低制限価格

本業務では最低制限価格を設定しない。

(3) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(4) 委託の期間

委託の期間は、令和9年3月31日までとする。

ただし、委託の着手時期は、契約締結の日から7日以内において委託者が指定する日とする。

(5) 委託契約書

別添（案）のとおり。

(6) 契約の確定時期

地方自治法第234条第5項の規定により委託者及び受託者が契約書に記名押印又は電子署名したときに確定する。

入札の際提示すべき書類は次のとおりとする。

- 1 設計書（金額抜き）、入札説明書、委託仕様書
- 2 委託契約書（案）

令和8年3月2日

比較対象労働者の待遇等に関する情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第26条第7項に基づき、比較対象労働者の待遇等に関する情報を下記のとおり情報提供いたします。

1. 比較対象労働者の職務の内容（業務の内容及び責任の程度）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲並びに雇用形態

（1）業務の内容

- ① 職 種 : 福島県会計年度任用職員（第1号会計年度任用職員）
- ② 中核的業務 : 事務補助
- ③ その他の業務 : なし

（2）責任の程度

- ① 権限の範囲 : 役職なし（部下なし）
- ② トラブル・緊急対応 : なし
- ③ 成果への期待・役割 : 担当業務の適切かつ速やかな遂行
- ④ 所定外労働 : 原則なし

（3）職務の内容及び配置の変更の範囲

- ① 職務の内容の変更の範囲 : 職務内容の変更なし
- ② 配置の変更の範囲 : 配置変更なし

（4）雇用形態

有期雇用労働者（勤務時間 週31時間型）

2. 比較対象労働者を選定した理由

比較対象労働者：福島県会計年度任用職員（第1号会計年度任用職員）

（理由） 受け入れようとする派遣労働者と職務の内容や責任の程度が同一である通常の労働者はいないため、責任の程度が同一である有期雇用労働者を選定した。

〈参考：チェックリスト〉

比較対象労働者(次の①～⑥の優先順位により選出)	対象者の有無(○or×)
① 職務の内容並びに当該職務の内容及び配置の変更の範囲が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	×
② 職務の内容が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	×
③ 業務の内容又は責任の程度のいずれかが派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	×
④ 職務の内容及び配置の変更の範囲が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	×
⑤ ①から④までに相当する短時間・有期雇用労働者 ※派遣先の通常の労働者との間で短時間・有期雇用労働法等に基づく均衡が確保されている者に限る。	○
⑥ 派遣労働者と同一の職務の内容で業務に従事させるために新たに通常の労働者を雇い入れたと仮定した場合における当該通常の労働者(仮想の通常の労働者) ※派遣先の通常の労働者との間で適切な待遇が確保されている者に限る。	×

3. 待遇の内容等

- (1) 比較対象労働者の待遇のそれぞれの内容（昇給、賞与その他の主な待遇がない場合にはその旨）
- (2) 比較対象労働者の待遇のそれぞれの性質及び待遇を行う目的
- (3) 待遇のそれぞれを決定するに当たって考慮した事項

(待遇の種類)	
(待遇の内容)	
(待遇の性質・目的)	(待遇決定に当たって考慮した事項)

① 基本給	
(日額) 10,030 円	
福島県の「職員の給与に関する条例」(昭和 26 年 3 月 27 日条例第 9 号) に基づき決定され、比較労働対象者(第 1 号会計年度任用職員)については、その職務内容から行政職給料表が適用され、その経験年数や学歴免許等の資格を考慮して決定されるが、標準的な場合(経験年数 0 年)は 1 級 9 号給(210,600 円/月)とし、日額は標準月額を 21 で除して得た数に 1 日あたりの勤務時間を 7.75 で除した得た額	
労働に対する基本的な対償として支払われるもの	経験年数 0 年(18 歳) 想定 経験年数に応じて増額 上限(経験年数 10 年以上・日額) 10,790 円

② 賞与	
【期末手当・勤勉手当】	
日額での支給の場合、基礎報酬月額を 21 で除して得た数に当該第 1 号会計年度任用職員について定められた 1 日あたりの勤務時間を 7.75 で除して得た額を乗じて得た額に当該第 1 号会計年度任用職員について定められた 1 箇月あたりの勤務日数を乗じて得た基礎額に、期別支給割合【参考(期末) R8 年度 6 月期: 1.2625、12 月期: 1.2625、(勤勉) R8 年度 6 月期: 1.0625、12 月期: 1.0625】及び在職期間割合(除算対象期間がない場合 100/100)を乗じて得た額	
民間企業の賞与との均衡を図るために支払われるもの	任期が 6 月未満の者(同一の会計年度内において在職し、又は任用されることが見込まれる期間の合計が 6 月以上になる者は 6 月以上の者とみなす。)、1 週間当たりの平均勤務時間が 15 時間 30 分未満の者は支給しない

③ 役職手当: なし	
-	
-	-

④ 特殊作業手当：なし	
—	
—	—

⑤ 特殊勤務手当：なし	
—	
—	—

⑥ 精皆勤手当：なし	
—	
—	—

⑦ 時間外労働手当（法定割増率以上）：制度あり	
【支給割合】	
正規の勤務時間が割り振られた日における勤務	100 分の 125
上記に掲げる勤務以外の勤務	100 分の 135
時間外労働に対する代償として支払われるもの	ただし、週 38 時間 45 分に達するまでの勤務については支給しない 原則、時間外労働なし

⑧ 深夜及び休日労働手当（法定割増率以上）：制度あり	
支給割合 100 分の 135	
深夜及び休日における労働に対する代償として支払われるもの	原則、深夜・休日労働なし

⑨ 通勤手当：制度あり	
給与条例適用職員に支給される通勤手当の令に準じて算出した通勤手当の月額を 21 で除して得た額に、月の実際の通勤回数を乗じて得られる額	
通勤に要する交通費を補填するもの	通勤距離・通勤方法等に応じて変動（上限額あり）

⑩ 出張旅費：制度あり	
福島県旅費条例（昭和 28 年福島県条例第 24 号）の例により支給	
出張に要する交通費を補填するもの	原則、出張なし

⑪ 食事手当：なし	
—	
—	—

⑫ 単身赴任手当：なし	
—	
—	—

⑬ 地域手当：なし	
—	
—	—

⑭ 食堂：なし	
—	
—	—

⑮ 休憩室：制度あり	
職員と同室を使用可	
業務の円滑な遂行に資する目的	

⑯ 更衣室：制度あり	
職員と同室を使用可	
業務の円滑な遂行に資する目的	

⑰ 転勤用社宅：なし	
—	
—	—

⑱ 慶弔休暇：制度あり	
結婚休暇：7日以内の期間（有給）	
忌引休暇：死亡した者の続柄に応じ1～10日（有給）	
就業継続や業務能率の向上	

⑲ 健康診断に伴う勤務免除及び有給：制度あり	
職務に専念する義務の免除：厚生計画に基づく健康診断等を受けるとき、必要と認められる期間（時間）	
就業継続や業務能率の向上	

⑳ 病気休暇：制度あり	
病気休暇：90日以内の期間（有給は業務上以外の場合において10日を上限とする）	
就業継続や業務能率の向上	

⑳ 法定外の休暇（慶弔休暇を除く）：制度あり	
<ul style="list-style-type: none"> ・産前産後の休暇：出産の予定日前8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）及び出産後8週間以内の期間（有給） ・配偶者の出産休暇：3日以内（有給）※ ・生理休暇：そのつど2日以内の期間（無給） ・妊娠障害休暇：10日以内の期間（無給） ・妊産婦検診休暇：必要と認められる期間（無給） ・通勤緩和休暇：正規の勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間以内（無給） ・育児休暇：1日2回（1回につき45分）（無給） ・育児参加のための休暇：5日以内（有給）※ ・子育て・家族看護休暇：7日以内（職員の養育する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては10日以内）（無給） ・介護休暇：指定期間内において必要と認められる期間（無給） ・介護時間：1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間（無給） ・短期介護休暇：5日以内（要介護者が2人以上の場合にあっては10日以内）（無給） ・父母、配偶者及び子の祭日：その都度1日（無給） ・夏季休暇：週または1年間の所定勤務日数に応じ1～3日（有給）※ ・不妊治療休暇：5日以内（当該通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては10日以内）（有給）※ ・骨髄休暇：必要と認められる期間（無給） ・公民権行使のための休暇：その都度総務部長が必要と認める日又は時間（有給） ・証人等として官公署へ出頭するための休暇：必要と認められる期間（有給） ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通制限又は遮断を事由とする休暇：必要と認められる期間（有給） ・地震、水害、火災その他の災害による交通遮断を事由とする休暇：必要と認められる期間（有給） ・地震、水害、火災その他の災害による職員の住居の滅失等を事由とする休暇：1週間の範囲内において必要と認められる期間（有給） ・交通機関の事故等を事由とする休暇：必要と認められる期間（有給） ・地震、水害、火災その他の災害または交通機関の事故等による職員の退勤途上における身体の危険の回避を事由とする休暇：必要と認められる期間（有給） 	
就業継続や業務能率の向上	※の休暇は、1週間当たりの勤務日が3日以上とされている職員又は1年間の勤務日が121日以上とされると見込まれる職員のみ取得可能

㉑ 教育訓練：制度あり	
従事業務、情報セキュリティ等に関する教育訓練について、必要に応じ実施	
職務の遂行に必要な技能又は知識の習得	

⑳ 安全管理に関する措置及び給付：なし	
-	
-	-

㉑ 退職手当：なし	
-	
-	-

㉒ 住宅手当：なし	
-	
-	-

㉓ 家族手当：なし	
-	
-	-

令和8年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務委託契約書（案）

業務の名称 令和8年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務

契約金額 金 円（1人1時間当たり）
（うち、取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円）

契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

契約保証金 金 円

上記の委託業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「株式会社〇〇〇〇〇〇〇」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、甲が行う業務を補助するために、乙が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に基づき、派遣労働者を甲に派遣すること及び派遣労働者が行う業務（以下「派遣業務」という。）を遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（派遣就業にかかる基本姿勢）

第2条 甲及び乙は、労働者派遣法及び労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令及び本契約を遵守し、派遣労働者に対し適正な労務管理を行うこととする。

2 甲は、本契約に定めた業務以外の業務に派遣労働者を従事させてはならない。

（派遣労働者が行う業務及び勤務場所等）

第3条 次の各号に掲げる事項については、別添仕様書のとおりとし、仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

- 一 派遣労働者が従事する業務の内容
- 二 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度
- 三 派遣労働者の就業場所
- 四 組織単位
- 五 派遣労働者を直接指揮命令する者
- 六 労働者派遣の期間、人数及び就業日
- 七 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間
- 八 派遣労働者の安全及び衛生の確保に関する事項
- 九 派遣労働者からの苦情の処理に関する事項
- 十 本契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項
- 十一 派遣元（乙）責任者及び派遣先（甲）責任者に関する事項
- 十二 派遣労働者の福祉の増進のための便宜の供与に関する事項
- 十三 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置
- 十四 派遣労働者を労使協定方式の対象となる派遣労働者に限るか否かの別
- 十五 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

（乙の履行義務等）

第4条 乙は、甲に対して、本契約及び仕様書に定めるところに従い、派遣業務を提供しなければなら

ない。また、甲乙協議の上、仕様書が変更されたときは、変更された仕様書に従って派遣業務を実施しなければならない。

(権利義務譲渡の禁止)

第5条 乙は、甲の書面による承諾なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、あるいは本契約及び本契約に関連して生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、又は担保に供してはならない。

(再派遣等の禁止)

第6条 乙は、他の労働者派遣事業者から派遣を受けた労働者を甲に再派遣してはならない。

2 乙は、派遣業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

(派遣業の許可又は届出の明示)

第7条 乙は、本契約を締結するに当たり、あらかじめ甲に対し、労働者派遣法第5条第1項の規定による労働者派遣事業の許可を受けていることを明示しなければならない。

2 乙は、前項により明示した労働者派遣事業の許可について、本契約期間中に、労働者派遣法第10条に規定する有効期間が満了した場合には、その更新を受けていることを明示しなければならない。

(派遣労働者等の通知)

第8条 乙は、本契約にかかる派遣業務を遂行するため、あらかじめ労働者派遣法第35条に定める事項を甲に通知しなければならない。

(個別派遣契約の締結)

第9条 甲及び乙は、前条の規定により通知を受けたものについて、労働者派遣法第26条第1項各号に掲げる事項を定めた個別派遣契約（以下「個別契約」という。）を締結するものとする。

2 乙は、甲に労働者を派遣する都度、「労働者派遣通知書」を作成し、甲に通知する。

3 前項の「労働者派遣通知書」について、甲が承諾し受領したことをもって個別契約の成立とし、当該「労働者派遣通知書」を個別契約として取り扱うものとする。

(管理台帳の作成)

第10条 甲は、労働者派遣法第42条第1項に規定する派遣先管理台帳を作成しなければならない。

2 乙は、労働者派遣法第37条第1項に規定する派遣元管理台帳を作成しなければならない。

(就業の確保)

第11条 甲及び乙は、派遣労働者に対し適正な労務管理を行い、派遣業務の遂行に支障を生じ、又は甲の信用を害する等の不都合が生じないよう適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、甲が派遣労働者に対し、その指揮命令下に労働を行わせることにより、労働基準法等の法令違反の生じることのないよう、時間外・休日労働協定その他所定の法令上の手続きをとらなければならない。

3 乙は、労働保険及び社会保険の適用に係る手続きを適切に進め、労働保険及び社会保険に加入する必要がある派遣労働者についてはその加入手続後、労働者派遣を行うものとし、その経費負担は乙が行うものとする。ただし、新規雇用する派遣労働者について労働者派遣を行う場合であって、当該派遣労働者の派遣開始後、速やかに乙の経費負担において、労働保険及び社会保険の加入手続を行う場合は、この限りでない。

4 乙は、労働基準法に基づき、派遣労働者には派遣業務に支障のない範囲において有給休暇の取得を認めるものとし、その経費負担は乙が負うものとする。

- 5 乙は、前項の規定により派遣労働者が休暇を取得するときは、原則として事前に甲に対して通知するものとする。
- 6 甲は、この派遣業務の遂行に必要な施設、設備等を甲の業務に支障ない範囲において、派遣労働者に使用させることができる。

(代替要員の確保)

- 第 12 条** 乙は、派遣労働者が病気、事故、休暇の取得その他の事由により勤務できない場合は、速やかに甲にその旨を通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定により派遣労働者が勤務することのできない場合には、乙に対して当該勤務することができない期間中の代替の派遣労働者の派遣を要請することができるものとする。
 - 3 乙は、前項の規定により甲から代替の派遣労働者の派遣要請があった場合には、その要請に応じるものとする。
 - 4 前項の代替の派遣労働者に対する契約金額等の諸条件は、本契約に準じるものとする。

(派遣先責任者・派遣元責任者・指揮命令者の選定)

- 第 13 条** 甲及び乙は、それぞれ自己が雇用する労働者（法人の場合には役員を含む。）の中から「派遣先責任者」及び「派遣元責任者」を選任し、甲乙協力して適正な派遣就業のための措置を講じなければならない。
- 2 甲は、自己の事業のために派遣労働者を直接指揮命令・指導する「指揮命令者」を自己の雇用する労働者の中から定めなければならない。

(指揮命令等)

- 第 14 条** 派遣労働者は、その派遣業務の実施に当たり、甲が定めた指揮命令者の指示に従うものとする。
- 2 指揮命令者は、派遣労働者を仕様書に定める業務以外に従事させないよう留意し、派遣労働者が安全、正確かつ適切に派遣業務を処理することができるよう、業務処理の方法、その他必要な事項を指揮命令・指導しなければならない。
 - 3 乙は、派遣労働者に対し、甲の指揮命令等に従って業務を遂行するとともに、職場の秩序及び規律の維持に努めるよう指導教育しなければならない。

(就業環境の安全及び衛生等)

- 第 15 条** 甲及び乙は、労働基準法及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等に定める規定を遵守し、派遣労働者の安全衛生確保に努めるものとする。
- 2 甲は労働者派遣法その他の関係法令及び「派遣先が講ずべき措置に関する指針」（平成 11 年労働省告示第 138 号）に従い、セクシュアルハラスメントの防止等適正な就業環境の確保に努めるものとし、乙は、甲の取組みに協力するものとする。

(苦情処理)

- 第 16 条** 甲は、派遣労働者からその就業に関して苦情を受けた場合には、速やかに乙にその旨を通知し、甲乙協議して迅速かつ適正な処理を行うものとする。

(業務上の災害等)

- 第 17 条** 派遣就業に伴う派遣労働者の業務上災害については、乙が労働基準法に定める使用者の災害補償責任並びに労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に定める事業主の責任を負うものとする。
- 2 通勤災害については、乙の加入する労働者災害補償保険法により派遣労働者は給付を受けるものと

する。

3 乙が前2項の規定に基づく手続きを行う際には、甲は乙に協力するものとする。

(機密保持及び個人情報保護)

第18条 乙は、本契約の履行に関して取り扱い又は知り得た、機密情報及び個人情報について、本契約期間中はもとより契約終了後も、不正に漏えいし、開示し、又は不当な目的に使用する等してはならず、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならないものとする。

2 乙は、前項の義務を派遣労働者に周知するものとし、これを遵守させる責任を負うものとする。

3 前2項の義務に違反したことにより、甲、甲の職員又は第三者に損害を与えた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(調査等)

第19条 甲は、必要があると認めるときは、派遣業務の実施に関し乙に対して調査、又は指示を行い、若しくは報告を求めることができるものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第20条 本契約の履行に関し、第18条に定める以外の事由で、故意又は重過失により第三者に損害を及ぼした場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。ただしその損害のうち甲の責めに帰す事由により生じたものについては、甲が負担し、その損害が甲乙双方の責めに帰すことができない場合は、その負担については甲乙協議して定める。

(派遣業務の変更等)

第21条 甲は、必要があると認めるときは、派遣業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、当該変更等の内容が本契約に定める契約金額、履行期限、その他の契約条件に影響を及ぼすものであるときは、変更契約を締結するものとする。

2 前項の規定による変更等によって乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し当該変更等のされた派遣業務の内容に係る派遣料金相当額の範囲で損害賠償を請求することができる。この場合の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。ただし、当該変更等が甲の責に帰すべき事由と認められない場合はこの限りではない。

(協議解除)

第22条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ、本契約を解除することができる。

2 前項の規定による契約の解除によって乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し、当該解除の時点で残存する派遣料金相当額の範囲で損害賠償を請求することができる。この場合の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(甲の解除権)

第23条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

一 乙が、着手期間を過ぎても、正当な理由なく派遣業務に着手しないとき。

二 第5条の規定に反したとき。

三 派遣労働者に次の事項に該当する事項があることにより、派遣業務に支障が生じるとき。

ア 不正な行為があったとき

イ 正当な理由なく作業が著しく遅延するとき、又は作業に着手しないとき

ウ 正当な理由なく甲の指示に従わないとき

エ 作業状況に著しく誠意を欠くと認められるとき

四 乙が次のいずれかに該当するとき。

- ア 役員等（役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 乙が、契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当するものを契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変その他不測の事故等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合はこの限りではない。

（契約が解除された場合等の違約金）

- 第 24 条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額に派遣予定時間から既に派遣された時間を減じた時間を乗じた金額の10分の1に相当する額の違約金を甲に支払わなければならない。また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合、この限りではない。
- 一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
 - 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（乙の解除権）

- 第 25 条** 乙は、甲が契約に違反し、その違反によって派遣業務を履行することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。
- 2 甲は、乙が前項の規定により契約を解除する場合において、乙に損害を及ぼしたときは、当該解除の時点で残存する派遣料金相当額の範囲で損害を賠償しなければならない。

（解除に伴う措置）

- 第 26 条** 契約が解除された場合において、検査に合格した履行部分があるときは、甲は当該履行完了部分に対する派遣料金を支払わなければならない。

(談合その他不正行為による損害賠償)

第 27 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として支払済額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第一号又は第二号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に独占禁止法の規定に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」という。）があったとして、同法第 49 条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に独占禁止法違反行為があったとして、同法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、甲が受けた損害額が前項の規定により算出した賠償金の額を超える場合においては、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

3 第 1 項の解除の場合は、第 24 条第 1 項の規定を準用する。

(報告等)

第 28 条 乙は、派遣労働者が、毎勤務日終了後、勤務記録書を作成し、その内容について甲の定めた指揮命令者又は甲の指定する者の確認を受けるよう、派遣労働者に対して指導しなければならない。

2 乙は、毎月の派遣業務が終了するごとに、速やかに派遣労働者の勤務時間及び時間外勤務時間を甲に報告しなければならない。

(検査)

第 29 条 甲は、前条第 2 項の報告があったときは、当該報告を受理した日から 10 日以内に検査を実施し、その結果を乙に通知するものとする。

(派遣料金の算出及び支払)

第 30 条 派遣料金は月払いとし、派遣料金の計算期間は、月の初日から月の末日までの 1 ヶ月とする。

2 前項の派遣料金は、各日の派遣労働者の実労働時間を 5 分単位（端数については切り捨てる。）で算出したうえで、各月ごとに派遣労働者の実労働時間の総計に契約金額を乗じた額（1 円未満の端数については切り捨てる。）とする。

3 1 週間 38 時間 45 分の所定労働時間を超える時間外及び休日の労働時間に関する労働については、契約金額に各号を乗じた単価にて算出する。

ア 時間外の労働時間に対する派遣料金は、25%の割増（端数については切り捨てる。）とする。

イ 休日の労働時間に対する派遣料金は、35%の割増（端数については切り捨てる。）とする。

4 乙は、前条の検査に合格したときは甲に対して派遣料金の支払いを請求できるものとする。

5 甲は、前項の規定による請求書を受理した日から起算して 30 日以内に派遣料金を乙に支払うものとする。

6 乙は、甲の責に帰する事由により、前項の規定による支払いが遅れた場合においては、未受領金額について遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額に相当する遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の額に 100 円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てるものとし、その額が 100 円未満であるときはこれを支払わないものとする。

(関係書類の整備及び保管)

第 31 条 乙は、派遣事業の関係書類を派遣事業完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(権利の帰属)

第 32 条 本契約に基づき、派遣労働者が業務の実施に当たって発生した権利は、全て甲に帰属するものとする。

(契約終了時の引継、移行支援)

第 33 条 乙は、本契約の全部若しくは一部を解除し、又は契約期間が終了した場合には、業務に支障が生じることがないように甲又は他社に対して、引継及び移行を支援しなければならない。

(事情変更の場合の措置)

第 34 条 この契約締結の時ににおいて予想することのできない経済情勢その他の情勢の変化により、契約金額が著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して契約金額を変更することができる。

(代表者等の変更通知)

第 35 条 甲又は乙は、その代表者又は住所を変更したときは、速やかに相手方に通知しなければならない。

(契約外の事項)

第 36 条 本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関する疑義については、必要に応じて甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第 37 条 本契約に関し訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

(書面契約による場合)

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

(電子契約による場合)

本契約を証するため、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 住 所 福島県白河市昭和町269番地
氏 名 福島県
福島県南農林事務所長 ○○○○○

乙 住 所
氏 名

(特定個人情報を含む) 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知するものとする。

3 乙は、特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に関する内容を含む業務を行うに当たっては、当該業務に従事する者を明確化し、当該従事者以外の者には特定個人情報を扱わせないこととするとともに、当該従業者に特定個人情報の保護に関する研修等を行うなど、適切な教育を施すものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 乙は、業務を行うために収集した特定個人情報については、番号法第19条各号（第8号を除く。）に掲げられたものについて甲が第三者への提供を指示した場合を除き、いかなるときであっても契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」等に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、甲より特定個人情報の取扱いの委託を受けた場合、業務に関して知り得た特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の特定個人情報の適切な管理のために法、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」及び「同ガイドライン（別添1）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等編）」の規定に基づき必要な措置を講じるとともに、当該特定個人情報を扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報（特定個人情報を除く。次項において同じ。）を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

3 乙は、業務において特定個人情報を取り扱う場合は、甲の指定する場所で業務を行うとともに、

漏えいすることがないように厳重に保管しなければならない。

- 4 乙は、甲の指示により特定個人情報を持ち出しをする場合又は災害発生時その他の緊急かつやむをえない場合を除き、いかなる場合も甲の指定する場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

- 2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

- 3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報(特定個人情報を含む)の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

- 3 前項の場合において、甲が「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)」及び「同ガイドライン(別添2)特定個人情報の漏えい等に関する報告等(行政機関等編)」等に基づき必要な措置を講ずる場合には、乙は、甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

- 2 乙は、前項における報告について、甲が求める場合には定期的に報告をしなければならない。

- 3 特定個人情報の管理状況等の調査については、甲は第7の第3項の規定により指定した場所等に立入って調査を行うことができる。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができ、乙はこの指示に従わなければならない。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

- 2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

令和8年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務委託仕様書
福島県県南農林事務所（農業振興普及部）

1 業務名

令和8年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務

2 目的

福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業を円滑かつ効率的に執行するため、福島県（以下「甲」という。）が株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）に関連業務について業務委託し、乙の雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）を甲に派遣し、甲が派遣労働者を指揮命令して業務に従事させるために必要な事項を定める。

3 派遣労働者が従事する業務の内容

派遣労働者が従事する業務は、以下のとおりとする。

なお、検体の運搬に当たっては、乙又は業務に従事する者が所有又は借り受けた自動車等により運搬を行うものとする。また、電話による連絡事項が生じた場合には、業務に従事する者が乙から借り受けた携帯電話により連絡を行うものとする。

（1）農林産物（牧草・飼料作物を含む）の検体の取扱い

原則として、甲のモニタリング検査計画に基づき、甲が所管する地域内（以下「管内」という。）での検体（モニタリング検査に供する農林産物）採取並びに福島県農業総合センター及び福島県林業研究センター（以下「センター」という。）への搬入、分析機関への発送を下記の手順で実施する。

なお、検体採取計画に変更が生じる場合は、その都度、甲の担当職員と協議し、連絡調整を行いながら検体採取を行う。

ア 甲のモニタリング検査計画に基づき、検体採取が効率かつ円滑に行われるよう、管内の各直売所、農家等に電話連絡又は訪問し、各区域の採取予定検体数があらかじめ定めた場所（集荷施設等）に搬入されること、又は農家から直接採取が可能であることを事前に確認する。

イ 事前確認を行った集荷施設、農家等から単独若しくは甲の職員とともに検体を採取する。その際、試料採取記録票に必要事項を記録するとともに、事前に準備した検体の運搬に用いるポリ袋「検体No.、種類、数量、検体持込日、生産者名、市町村名」等の記載内容を確認の上、検体の劣化防止のための措置を講じる。

ウ イで採取した検体を甲の職員が指示する場所へ運搬する。米では担当職員の指示により梱包及び分析機関への発送を行う。

エ ウの検体について、可食部以外の除去、洗浄、水分を拭き取るなど、牧草・飼料作物では裁断など、センターに持ち込むため必要となる品目に応じた下処理の作業を行う。

オ エの検体を「検体No.、種類、数量、検体持込み日、生産者名、市町村名」等を表示したポリ袋等に入れ密封する。

カ 必要に応じ検体の劣化防止のための措置を講じ、定められた搬入曜日及び時間までにセンターに運搬する。

キ カの検体をセンター内の所定の場所に運搬し、試料採取記録票「検体No.、種類、数量、生産者名、市町村名等」とともに、センター内への搬入作業を担当する福島県の職員の確認を受けて引き渡す。

ク 行程及び回数

①農業総合センター検体搬入及び検体採取	180 km/回
午前 白河市昭和町～郡山市日和田町	130 km
午後 ～管内（西白河郡）～白河市昭和町	50 km

(原則1回/週×1台)

②県南農林事務所管内検体採取 西白河郡90km/回、又は東白川郡120km/回

(原則2～3回/週×2台 ただし、米等の検体採取を行う10月～11月は3台)

年間走行距離合計 26,550km

(2) 調査票等の作成

ア 原則として、甲の担当職員の確認・指示を受け、検体を採取するごとに調査票等を作成し、担当職員に引き渡す。

イ 麦類・大豆・そば返却用の宅配伝票を作成し、甲の担当職員の確認・指示を受け、担当職員へ引き渡す。

(3) 分析結果の検体提供者への報告

検査結果の検体提供者への連絡等を行う。

(4) 検体料支払い業務の補助

検体料支払いのための請求書徴収業務の補助を行う。

(5) 簡易分析装置による分析の補助

甲の管理する簡易分析装置により、甲の担当職員の指示に従って分析業務の補助を行う。

(6) 出荷管理状況の調査・確認

甲の管内にある直売所等を巡回して、摂取や出荷等を差し控えるよう要請している本県農産物が出荷・販売されているかどうか等を調査し、調査結果を出荷管理状況調査票に記入・保存する。

(7) データ入力

モニタリング検査や情報収集のデータを表計算ソフト及びワープロソフトを使用して入力する。

(8) その他

甲の職員の指示に従い、(1)から(7)に付随するその他の業務を実施する。

4 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職を有さない(部下なし)。

5 派遣労働者の就業場所

(1) 名称 福島県県南農林事務所農業振興普及部

(2) 所在地 福島県白河市昭和町269番地

(3) 電話番号 0248-23-1561

6 組織単位

福島県県南農林事務所 農業振興普及部

7 派遣労働者を直接指揮命令する者

福島県県南農林事務所農業振興普及部 副部長 ○○ ○○

8 労働者派遣の期間、派遣人数及び派遣就業する日

(1) 派遣の期間 令和8年4月13日～12月25日

(2) 派遣日数及び人数

ア 4月13日～12月25日

月(5年度)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	派遣延日数
日数	11	17	17	17	17	17	17	17	19	0	0	0	149 [日]
人員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0	0	

イ 10月13日～11月20日

月(5年度)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	派遣延日数	
日数	0	0	0	0	0	0	10	11	0	0	0	0	21 [日]	
人員	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0		

ウ 合計人数

月(5年度)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	派遣延日数
合計人数	2	2	2	2	2	2	3	3	2	0	0	0	319 [人・日]

(3) 派遣の就業する日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

9 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間

(1) 就業の開始及び終了時刻 8時30分から17時15分まで

(2) 休憩時間 12時00分から13時00分まで

10 派遣労働者の安全及び衛生の確保に関する事項

(1) 甲及び乙は、労働安全衛生法等に定める諸規定を遵守し、派遣労働者の安全衛生等の確保に努めるものとする。

(2) 乙は、労働安全衛生法に定める雇入れ時の安全衛生教育を行った上、甲に派遣しなければならない。

11 派遣労働者からの苦情の処理に関する事項

(1) 派遣労働者から苦情の申し出を甲が受けた場合は派遣先責任者が、乙が受けた場合は派遣元責任者が当該苦情を適切かつ迅速に解決し、その結果を必ず派遣労働者に通知する。

(2) 甲及び乙は、派遣労働者から苦情の申し出があった場合には、互いに協力して迅速な解決に努めるものとする。

12 本契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項

- (1) 甲は、専ら甲に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって乙に解除の申し入れを行うこととする。
- (2) 甲及び乙は、本契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責めに帰すべき事由によらない契約の解除を行った場合には、当該派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。
- (3) 甲は、甲の責めに帰すべき事由により本契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには本契約の解除を行おうとする日の30日前までに乙に対し、その旨の予告を行うこととする。当該予告を行わない場合には、甲は当該労働者の30日分以上の平均賃金に相当する額を損害賠償額として支払うこととする。甲が予告をした日と本契約の解除を行おうとする日の間の期間が30日に満たない場合には、派遣労働者の当該予告の日と本契約の解除を行おうとする日の30日前の日との間の期間の日数分以上の平均賃金に相当する額についての損害賠償を行うこととする。
- (4) その他甲は乙と十分に協議した上で、適切な方策を講ずることとする。
- (5) 甲は、本契約の契約期間が満了する前に契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、契約の解除を行った理由を乙に対し明らかにすることとする。

13 派遣元（乙）責任者及び派遣先（甲）責任者に関する事項

- (1) 派遣先責任者（甲）福島県南農林事務所 農業振興普及部
副部長 ○○ ○○（連絡先：0248-23-1561）
- (2) 派遣元責任者（乙）株式会社○○○○
○○○ ○○○○（連絡先：○○○○-○○-○○○○）

14 派遣労働者の福祉の増進のための便宜の供与に関する事項

甲は、派遣労働者に対し、甲の職員が通常利用する施設又は設備について、利用することができるよう便宜供与することとする。ただし、雨具、防寒着、作業靴等専ら派遣労働者個人に供するものは乙が負担する。

15 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

甲は、本契約の終了後、当該派遣労働者を雇用しようとする場合は、事前にその旨を乙に通知するものとする。

16 派遣労働者を労使協定方式の対象となる派遣労働者に限定するか否かの別
限定しない。

17 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別は
限定しない。

18 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 着手届（別記第1号様式）
- (2) 完了報告書（別記第2号様式）

(3) 実績報告書（別記第3号様式）

実績報告書については別記第3号様式に派遣業務に係る日報を添付し、委託期間終了後甲が別途指示する日までに提出すること。（なお、派遣業務に係る日報を派遣料金の請求時に提出しているものは、その提出を省略することができるものとする。）

(4) その他甲が必要と認める書類

19 業務上の留意事項

本業務の実施に当たって必要となり取得する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円未満であること。

なお、10万円を超える備品等について、リースあるいはレンタルで対応できるものは、財産の取得ではなく、極力リース等で対応すること。

20 委託事業により発生した収益の取扱い

委託期間終了後に委託契約額を確定した結果、委託事業の実施により発生した収入がある場合、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いた額を返還するものとする。

21 財産権の取扱い

乙の委託業務の実施に伴って取得した財産は、原則として甲に帰属するものであるが、次の全ての要件を満たした場合は、甲に申し立てて乙に帰属させることができるものとする。

(1) 財産に関して出願・申請の手続を行う場合、甲に報告すること。

(2) 甲が公共の利益のために要請する場合、甲に対し、当該財産を無償で利用する権利を許諾すること。

(3) 正当な理由なく取得した財産を相当期間活用していない場合、甲の要請に応じて第三者への実施許諾を行うこと。

(4) 乙が財産に関する事業を実施しなくなった場合、当該財産を事業の目的に従い、希望する地域の関係者に譲渡する等、公益かつ公平な取扱いを行うこと。

22 暴力団排除条項を確認するための書類

契約書第23条第1項第4号を確認するため、次の書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

(1) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（別記第4号様式）

(2) 役員一覧（別記第5号様式）

23 その他

(1) 委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国や県等の交付金、補助金、助成金等との併給はできないこと。

(2) 委託業務に関連する書類・領収書等は、契約締結後5年間保存するものとする。

(3) 業務の中に生産者情報や検体提供者等に関する個人情報取扱事務が含まれるため、乙及び派遣労働者は、業務の履行に関して取り扱う機密情報及び個人情報について、個人情報保護法、福島県情報セキュリティポリシーその他必要な法令及び県の規程等を遵守するとともに、別記個人情報取扱特記事項に従わなければならない。

令和8年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務委託仕様書
福島県県南農林事務所（森林林業部）

1 業務名

令和8年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務

2 目的

福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業を円滑かつ効率的に執行するため、福島県（以下「甲」という。）が株式会社〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）に関連業務について業務委託し、乙の雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）を甲に派遣し、甲が派遣労働者を指揮命令して業務に従事させるために必要な事項を定める。

3 派遣労働者が従事する業務の内容

派遣労働者が従事する業務は、以下のとおりとする。

なお、検体の運搬に当たっては、乙又は業務に従事する者が所有又は借り受けた自動車等により運搬を行うものとする。また、電話による連絡事項が生じた場合には、乙又は業務に従事する者が所有又は借り受けた携帯電話等により連絡を行うものとする。

(1) 農林産物の検体の取扱い

原則として、甲のモニタリング検査計画に基づき、甲が所管する地域内（以下「管内」という。）での検体（モニタリング検査に供する農林産物）採取並びに福島県林業研究センター（以下「センター」という。）への搬入を下記の手順で実施する。

なお、検体採取計画に変更が生じる場合は、その都度、甲の担当職員と協議し、又は携帯電話等による連絡調整を行いながら検体採取を行う。

ア 甲のモニタリング検査計画に基づき、検体採取が効率かつ円滑に行われるよう、管内の各直売所、農家等に電話連絡又は訪問し、各区域の採取予定検体数があらかじめ定めた場所（集荷施設等）に搬入されること、又は農家から直接採取が可能であることを事前に確認する。

イ 事前確認を行った集荷施設、農家等から単独若しくは甲の職員とともに検体を採取する。その際、試料採取記録票に必要な事項を記録するとともに、事前に準備したビニール袋「検体No.、種類、数量、検体持込日、生産者名、市町村名」等の内容を確認の上、検体の劣化防止のための措置を講じる。

ウ イで採取した検体を甲の職員が指示する場所へ運搬する。

エ ウの検体について、可食部以外の除去、洗浄、水分を拭き取るなど、センターに持ち込むため必要となる品目に応じた下処理の作業を行う。

オ エの検体を「検体No.、種類、数量、検体持込み日、生産者名、市町村名」等を表示したビニール袋等に入れ密封する。

カ 発砲スチロール等に入れ、必要に応じ検体の劣化防止のための措置を講じ、定められた搬入曜日及び時間までにセンターに運搬する。

キ カの検体をセンター内の所定の場所に運搬し、試料採取記録票「検体No.、種類、数量、生産者名、市町村名等」とともに、センター内への搬入作業を担当する甲の職員の確認を受けて引き渡す。

ク 行程及び回数

検体運搬（林業研究センター）

棚倉町大字関口～郡山市安積町 2～4回程度／週×1人 走行距離 83km／台

検体採取

県南農林事務所管内 2～4回程度／週×1人 走行距離 60km／台

（※「検体の運搬」と「検体採取」を一緒の行程で行う場合もある。）

「検体の運搬」と「検体採取」に係る走行距離 14,960km程度／台

(2) 分析結果の検体提供者への報告

検査結果の検体提供者への連絡等を行う。

(3) 検体料支払い業務の補助

検体料支払いのための請求書徴収業務の補助を行う。

(4) データ入力

モニタリング検査や情報収集のデータを表計算ソフト及びワープロソフトを使用して入力する。

(5) その他

甲の職員の指示に従い、(1)から(4)に付随するその他の業務を実施する。

4 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職を有さない（部下なし）

5 派遣労働者の就業場所

(1) 名称 福島県県南農林事務所森林林業部

(2) 所在地 福島県東白川郡棚倉町大字関口字上志宝50-1

(3) 電話番号 0247-33-2121

6 組織単位

福島県県南農林事務所 森林林業部

7 派遣労働者を直接指揮命令する者

福島県県南農林事務所 森林林業部 副部長 ○○ ○○

8 労働者派遣の期間、派遣人数及び派遣就業する日

(1) 派遣の期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

(2) 派遣人数

月 (8年度)	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	派遣 延日数
日数	21	18	18	14	12	19	21	17	15	12	16	18	201 [日]
人員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
総人数	21	18	18	14	12	19	21	17	15	12	16	18	201 [人・日]

(3) 派遣の就業する日

月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。

9 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間

(1) 就業の開始及び終了時刻 8時30分から17時15分まで

(2) 休憩時間 12時00分から13時00分まで

10 派遣労働者の安全及び衛生の確保に関する事項

(1) 甲及び乙は、労働安全衛生法等に定める諸規定を遵守し、派遣労働者の安全衛生等の確保に努めるものとする。

(2) 乙は、労働安全衛生法に定める雇入れ時の安全衛生教育を行った上、甲に派遣しなければならない。

11 派遣労働者からの苦情の処理に関する事項

(1) 派遣労働者から苦情の申し出を甲が受けた場合は派遣先責任者が、乙が受けた場合は派遣元責任者が当該苦情を適切かつ迅速に解決し、その結果を必ず派遣労働者に通知する。

(2) 甲及び乙は、派遣労働者から苦情の申出があった場合には、互いに協力して迅速な解決に努めるものとする。

12 本契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項

(1) 甲は、専ら甲に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって乙に解除の申し入れを行うこととする。

(2) 甲及び乙は、本契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責めに帰すべき事由によらない契約の解除を行った場合には、当該派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

(3) 甲は、甲の責めに帰すべき事由により本契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには本契約の解除を行おうとする日の30日前までに乙に対し、その旨の予告を行うこととする。当該予告を行わない場合には、甲は当該労働者の30日分以上の平均賃金に相当する額を損害賠償額として支払うこととする。甲が予告をした日と本契約の解除を行おうとする日の間の期間が30日に満たない場合には、派遣労働者の当該予告の日と本契約の解除を行おうとする日の30日前の日との間の期間の日数分以上の平均賃金に相当する額についての損害賠償を行うこととする。

(4) その他甲は乙と十分に協議した上で、適切な方策を講ずることとする。

(5) 甲は、本契約の契約期間が満了する前に契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、契約の解除を行った理由を乙に対し明らかにすることとする。

13 派遣元（乙）責任者及び派遣先（甲）責任者に関する事項

(1) 派遣先責任者（甲） 福島県南農林事務所 森林林業部

副部長 ○○ ○○ (連絡先：0247-33-2121)

(2) 派遣元責任者 (乙) 株式会社○○○○○○○

○○○ ○○○○ (連絡先： - -)

14 派遣労働者の福祉の増進のための便宜の供与に関する事項

甲は、派遣労働者に対し、甲の職員が通常利用する施設又は設備について、利用することができるよう便宜供与することとする。ただし、雨具、防寒着、作業靴等専ら派遣労働者個人に供するものは乙が負担する。

15 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

甲は、本契約の終了後、当該派遣労働者を雇用しようとする場合は、事前にその旨を乙に通知するものとする。

16 派遣労働者を労使協定方式の対象となる派遣労働者に限定するか否かの別
限定しない

17 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別
限定しない。

18 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 着手届 (別記第1号様式)
- (2) 完了報告書 (別記第2号様式)
- (3) 実績報告書 (別記第3号様式)

実績報告書については別記第3号様式に派遣業務に係る日報を添付し、委託期間終了後甲が別途指示する日までに提出すること。(なお、派遣業務に係る日報を派遣料金の請求時の提出しているものは、その提出を省略することができるものとする。)

- (4) その他甲が必要と認める書類

19 業務上の留意事項

本業務の実施に当たって必要となり取得する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円未満であること。

なお、10万円を超える備品等について、リースあるいはレンタルで対応できるものは、財産の取得ではなく、極力リース等で対応すること。

20 委託事業により発生した収益の取扱い

委託期間終了後に委託契約額を確定した結果、委託事業の実施により発生した収入がある場合、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いた額を返還するものとする。

21 財産権の取扱い

乙の委託業務の実施に伴って取得した財産は、原則として甲に帰属するものであるが、次

の全ての要件を満たした場合は、甲に申し立てて乙に帰属させることができるものとする。

- (1) 財産に関して出願・申請の手続を行う場合、甲に報告すること。
- (2) 甲が公共の利益のために要請する場合、甲に対し、当該財産を無償で利用する権利を許諾すること。
- (3) 正当な理由なく取得した財産を相当期間活用していない場合、甲の要請に応じて第三者への実施許諾を行うこと。
- (4) 乙が財産に関する事業を実施しなくなった場合、当該財産を事業の目的に従い、希望する地域の関係者に譲渡する等、公益かつ公平な取扱を行うこと。

22 暴力団排除条項を確認するための書類

契約書第23条第1項第4号を確認するため、次の書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（別記第4号様式）
- (2) 役員一覧（別記第5号様式）

23 その他

- (1) 委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国や県等の交付金、補助金、助成金等との併給はできないこと。
- (2) 委託業務に関連する書類・領収書等は、契約締結後5年間保存するものとする。
- (3) 業務の中に生産者情報や検体提供者等に関する個人情報取扱事務が含まれるため、乙及び派遣労働者は業務の履行に関して取り扱う機密情報及び個人情報について、個人情報保護法、福島県情報セキュリティポリシーその他必要な法令及び県の規程等を遵守するとともに、別記個人情報取扱特記事項に従わなければならない。

別記第1号様式（仕様書18（1）関係）

着 手 届

令和 年 月 日

福島県県南農林事務所長

受託者 住 所
名 称
代表者

令和 年 月 日付で契約を締結した下記の業務については、令和 年 月 日付で着手しましたので届け出ます。

記

1 業務名

令和8年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務

2 委託期間

着 手 令和 年 月 日

履行期限 令和 年 月 日

完了報告書

令和 年 月 日

福島県県南農林事務所長

受託者 住 所
名 称
代表者

令和 年 月 日付で契約を締結した下記の業務については、令和 年 月 日完了しましたので、報告します。

記

1 業務名

令和8年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務

2 委託期間

着 手 令和 年 月 日

履行期限 令和 年 月 日

実績報告書

令和 年 月 日

福島県県南農林事務所長

受託者 住 所
名 称
代表者

令和 年 月 日付で契約を締結した「令和8年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務」の実績報告について、下記のとおり提出します。

記

1 実施期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

2 派遣延べ時間

〇〇〇時間／年

3 実施内容

「派遣業務日報」のとおり

※「派遣業務日報」については、毎月の派遣料金の請求時に添付している場合は、省略できるものとする。

暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

福島県南農林事務所長

- 1 私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 私は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて福島県の信用を毀損し、又は福島県の業務を妨害する行為
- 3 私は、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は福島県から請求があり次第、福島県に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁償します。
- 4 上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名又は
は個人事業主の氏名

